

## 対日直接投資推進会議 運営要領

対日直接投資推進会議（以下「推進会議」という。）の運営については、「対日直接投資推進会議の開催について」（平成 26 年 4 月 25 日内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 推進会議は、原則として非公開とする。
2. 推進会議の配付資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、特に必要がある認められるときは、配付資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
3. この運営要領に定めるもののほか、必要な事項は推進会議において定める。